

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

介護人材が慢性的な人手不足にある状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職への参入をサポートするため、「障害福祉分野就職支援金貸付制度」があります。

▶障害福祉分野のお仕事に就職するための費用（下記参照）について、**最大20万円**をお貸しします。

<p>たとえば、 このような費用に 御利用いただけます。</p> <p>※これらを目安に資金用途を検討後、申請要件に合致するか否かについて、下記の貸付事業窓口へお問い合わせください。</p>		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費等
		
就職に伴う転居費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウエアなどの業務用被服費

利用条件について

鳥取県内の事業所に障害福祉分野の職員として就職する方で、**次の要件を全て満たす方**が「障害福祉分野就職支援金」の利用対象です。

- (1)これまで他業種で働いていた者であって、他業種を退職後に障害福祉分野に参入し就労する方
- (2)次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※）
 - 介護職員初任者研修 ○居宅介護職員初任者研修 ○介護福祉士実務者研修
 - 重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いすれかの課程と応用を受講すること）
 - 同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること） ○行動援護従事者養成研修
 - 介護職員基礎研修 ○訪問介護員（ホームヘルパー）2級 ○訪問介護員（ホームヘルパー）1級
- (3)障害福祉サービス事業所又は施設等に障害福祉分野の職員として、年間180日以上従事する勤務条件で就労した又は採用内定を受けている方
- (4)障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (5)離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は介護福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
⇒他の都道府県での本制度利用も含まれます。
- (6)就職した日から6ヶ月以内に介護分野就職支援金の申請事務手続きを完了できる方
- (7)次の①～③の条件をすべて満たす連帯保証人を立てられる方
 - ①鳥取県内に住所を有し居住する者
 - ②日本国籍を有する者又は日本国への永住者資格を有する者もしくは特別永住者
 - ③代位弁済できる資力を有する者

※就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先に御相談ください。

返還の免除について

障害福祉分野の職員として業務に業務に年間180日以上従事する勤務条件で引き続き2年間以上従事継続した場合に、貸付金の返還免除申請権が取得できます。（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 TEL:0857-59-6336

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。